

# ファクトシート

## 日本におけるハーグ条約

### (国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) の実施状況

2024年3月1日

外務省領事局ハーグ条約室

#### 1 概要

2014年4月、日本において、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」(ハーグ条約)が発効しました。これに伴い、条約の国内手続について規定する「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」(ハーグ条約実施法)が施行され、同法に基づき、外務大臣が日本の中央当局に指定されました。日本の中央当局としての業務を担う外務省ハーグ条約室は、当事者間の連絡の仲介、裁判外紛争解決手続(ADR)機関やハーグ条約案件に対応可能な弁護士の紹介、面会交流支援機関の利用に際する費用負担等の支援を行っています。

日本は、ハーグ条約の対象事案について、条約に基づき各締約国との協力を通じて適切に対応しています。このファクトシートでは、日本におけるハーグ条約の実施状況及び子の返還の実現に向けた日本の中央当局による支援について説明します。

#### 2 日本に所在している子の返還援助申請の流れ

外国から日本への子の不法な連れ去りが生じた場合、残された親は、子の返還を求めて日本の中央当局(外務省)に援助を申請<sup>1</sup>することができます。以下に手続の流れを説明します。

- ・日本の中央当局は、申請書類の受付後、2週間以内を目処に審査を行います。また、ハーグ条約実施法に基づき、子の出入国記録や住民票を確認し、子の所在特定を行います。
- ・提出された書類が法律上の要件を満たしていれば、中央当局は迅速に援助決定を行います。援助決定後、中央当局は連れ去り後に子と同居している親に書簡を送り今後の取り進め方に関する意向を確認します。申請者が希望する場合は、裁判の申立てが行われるまで子と同居している親に中央当局は接触しないこととしています。
- ・問題解決の方法として、当事者同士の話し合い、ADR機関<sup>2</sup>を利用した話し合い、裁判手続があります。日本の中央当局は、迅速な解決のために、ADR機関の紹介、弁護士の紹介<sup>3</sup>、委託業者による日本の裁判所に提出する証拠書類の翻訳等の支援を提供しています。また、子の返還裁判中であっても、子と

<sup>1</sup> 外務省のHPには、入力可能なPDF様式の「申請書フォーマット」、及び申請書類の作成方法を分かりやすく解説した「申請のてびき」を、英語と日本語で掲載しており、不明点があればメール又は電話で日本の中央当局に問い合わせることが可能です。

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page23\\_002074.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/ha/page23_002074.html)

<sup>2</sup> 詳細は下記4(1)参照

<sup>3</sup> 申請者の希望に応じて、通常3名の弁護士の名前及び連絡先が提供されます。

の面会交流を希望する場合には、面会交流支援機関の紹介及び利用費用<sup>4</sup>の支援を行っています。

- ・日本では、ハーグ条約に基づく子の返還裁判の管轄は、東京ないし大阪のいずれかの家庭裁判所に集中しています。第1審の審理に要する期間は、概ね60日程度となっています。通常、期日は2回行われ、調停<sup>5</sup>に付されることもあります。なお、日本の中央当局の援助決定は、返還裁判の申立ての要件ではないため、残された親は日本の中央当局へ援助申請をせずに、直接裁判を申し立てることも可能です。また、出国禁止命令及び旅券提出命令を併せて申し立てることもできます。日本の中央当局へ援助申請をしていれば、日本の中央当局は、裁判所からの調査囑託に対して、子の所在についての情報を提供します。そのため、子の所在が分からなくても申立てができることとなっています。

### 3 返還援助決定事案に関するこれまでの実績

(1) 2014年4月1日以降、2023年12月31日までの間において、日本の中央当局は、外国から連れ去られて日本に所在する子について176件、日本から連れ去られて外国に所在する子について149件の返還援助決定を行いました。

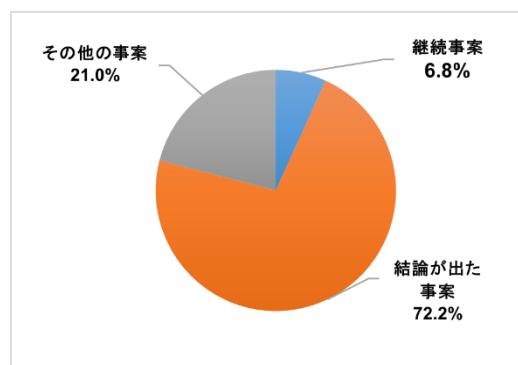
(2) 日本に所在する子についての返還援助を決定した176件のうち、子の返還または不返還の結論が出たものは127件であり、全体の72.2%です(図a)。これらの事案が問題解決に至った方法の内訳は、次のとおりです(図b)。

- ・当事者間の話し合いによるもの(ADRを含む)：34件(26.8%)
- ・裁判内調停によるもの：41件(32.3%)
- ・裁判所での和解によるもの：5件(3.9%)
- ・裁判所の決定によるもの：47件(37.0%)

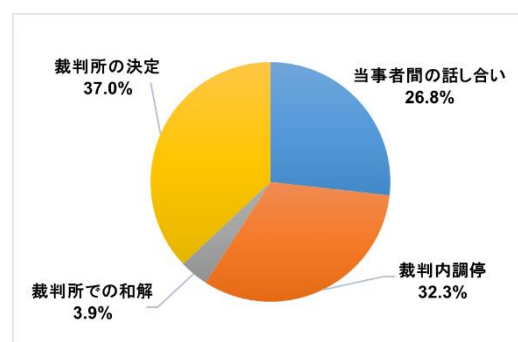
(3) 結論が出た事案127件のうち、返還という結論に至ったものは合計75件であり、それぞれの解決方法において、返還の結論が出たものの割合は次のとおりです(図c)。

- ・当事者間の話し合いによるもの(ADRを含む)：21件(61.8%)
- ・裁判内調停によるもの：23件(56.1%)
- ・裁判所での和解によるもの：3件(60.0%)
- ・裁判所の決定によるもの：28件(59.6%)

いずれの解決方法でも不返還と比べ、返還との結論に至った割合が高くなっています。また、子の返還という結論になったもののうち9割以上については、すでに子の返還が実現しています。(2023年12月末現在)。



外国返還援助決定の内訳(図a)



問題解決の方法(結論が出た事案)(図b)

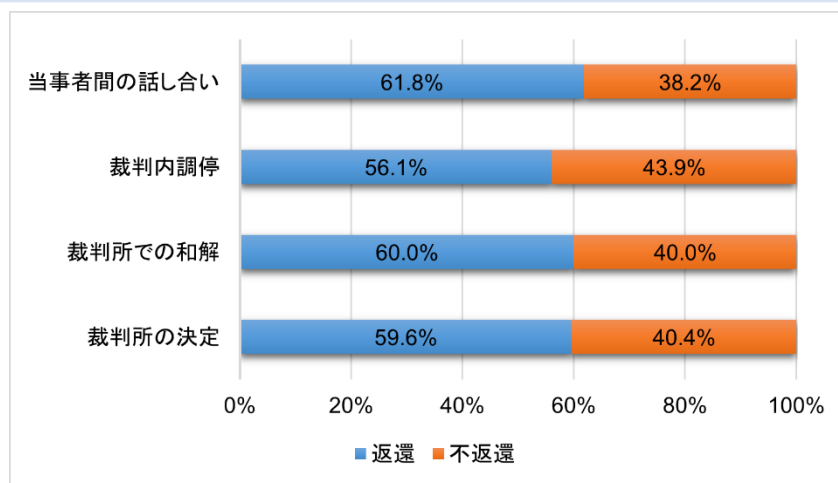
<sup>4</sup> 外務省は直接の面会交流4回及びウェブ見まもり面会交流4回まで費用負担しています。

<sup>5</sup> 詳細は下記4(2)参照

(4) 2023年のハーグ国際私法会議（H C C H）常設事務局の発表によると、ハーグ条約締約国が申請を受け付け、裁判所で決定が出た事案総数のうち、子を常居所地国に返還することとなったものは59.0%です。日本についても、これまで裁判所で決定が出た事案のうち返還決定が出たものの割合は59.6%であり、ほぼ同じです。

(5) 日本では、子の返還の強制執行手続の実効性を一層確保することを狙いとして、ハーグ条約実施法の一部が改正され、2020年4月1日から施行されました。法改正後、裁判所による代替執行（執行官による強制執行）を行った案件の返還実現率は80%であり、返還実現率は向上しています。

(6) なお、返還援助を決定した176件のうち、2023年12月末現在、継続事案は12件（6.8%）、援助決定後に申請者自らが取り下げたもの及び申請者の援助継続意思が確認できなくなり援助を終了したものが37件（21.0%）となっています（図a）。



それぞれの問題解決の方法において子の返還という結論になった事案の割合（図c）

## 4 友好的解決の促進

子の常居所地国への返還は重要ですが、子の返還は、その子を取り巻く問題を解決するための最初の一步に過ぎません。親は、子の最善の利益のため、子の監護について包括的な取り決めをし、継続しなければなりません。そこで、日本の中央当局は、ハーグ条約事案において、当事者間で話し合いができるような様々な機会を提供しています。その結果、日本においては、結論が出た事案のうち、約60%が任意の話し合いや裁判内調停、裁判所での和解により解決<sup>6</sup>しており、友好的に解決している事案が多くなっています。

### (1) ADR 機関の利用について

ハーグ条約は、子の任意の返還を確保し、又は問題の友好的な解決をもたらすことを目的とした全ての適当な措置をとることを中央当局の義務としています（第7条第2項c号）。日本の中央当局では、弁護士会等が設置した ADR 機関と委託契約を締結し、当事者同士が第三者の関与のもと話し合いができる場を無料で提供しています。

ADRでは弁護士や心理カウンセラーなどの中立的な第三者が間に入って、紛争解決のための話し合い

<sup>6</sup> 上記3（2）及び図b参照

をあっせんします。ADRでは裁判に比べて柔軟に話し合いの期日を設定することができ、子の返還の有無以外にも、子の監護権や養育費に関する取り決めなど、様々な条件を含めて協議を行うことができます。

## (2) 裁判内調停について

裁判所に子の返還の申立てが行われた場合にも、子の最善の利益のために友好的な解決を模索することが条約の趣旨にかなうとの観点から、家庭裁判所は、可能な限り、当事者間の話し合いによる友好的な解決を図っています。具体的には、返還裁判の中で当事者双方の同意がある場合には、事件を調停手続に付しています。調停では、豊富な経験を有する調停委員が当事者双方に事情を尋ねたり、意見を聴いたりして、必要に応じ、子の面接技法等の専門的知見を有する職員が子の意見を聴取しながら、双方が納得の上で問題を解決できるように、中立・公正な立場から助言やあっせんをします。裁判内調停では、ADR 機関を利用する場合と同様に、子を常居所地国に返還するかどうか以外にも、様々な条件を含めて協議を行うことができます。裁判内調停で合意が成立した場合（調停成立）、裁判所の決定と同様の法的効力を持つこととなります。一方、当事者間に合意が成立する見込みがないと認められる場合は、裁判官が調停に代わる審判をする場合を除き、調停不成立により調停が終了し、裁判所における子の返還決定手続が進行することとなります。

## 5 子の返還について

### (1) 裁判所の決定の強制執行

裁判所による子の常居所地国への返還決定が確定したにもかかわらず子が返還されない場合、日本では、実効性を確保するため、残された親は以下のような強制執行のための手続を行うことができます。

- (a) 間接強制：子の返還を命じられた者に対し、裁判所が金銭的支払いを命じることで、間接的に子の返還を実現させるという強制執行の方法。
- (b) 代替執行：裁判所の執行官が子の返還を命じられた者の監護から子を強制的に解放し、多くの場合には残された親が自ら常居所地国への子の返還を実現させるという強制執行の方法。強制執行が行われる場合には、執行官の要請により、執行現場に日本の中央当局の職員が立ち会うことがあります。

### (2) 人身保護手続

ハーグ条約上の手続とは別の枠組みですが、常居所地国への子の返還の過程で人身保護手続が利用されることがあります。人身保護手続では、子の返還を命じられた者が子を違法に拘束していると裁判所が判断した場合、その者の裁判所への出廷を強制し、子を解放させることができます。この際、子の返還を命じられた者に裁判所への出廷を強制するため、必要があれば警察力も動員されます。

- (3) 2020年4月1日以降、裁判所による代替執行を行った案件の返還実現率は80%に向上しています。